

第5 収容人員の算定方法

(収容人員の算定)

共通事項

防火対象物に勤務する者が使用する食堂、会議室、休憩室等の収容人員の取扱は次による。

- (1) 法第8条、令第24条にあっては、従業者の数に加算しない。
- (2) 令第25条にあっては、食堂等の存する階ごとに算定する。この場合、当該床面積を3㎡で除した数とするが、その数が従業者数より大きい場合は、この限りでない。

従属用途部分の取扱は、次による。

- (1) 主たる用途部分と従属的用途部分は、異なる用途部分ごとに、それぞれの用途の算定方法により算定する。

いすの取扱は、次による。

- (1) 持ち運びできるいすであっても、置いてある場所が常に一定で固定的に使用されるものは、固定式のいすとして扱う。
- (2) 長いいすは、1個ごとに基準mで除し、1未満の端数は切り捨てる。ただし、長いいすを横列に並べ接続している場合は、長さを合計してから除するものとする。

令8区画された部分の取扱は、次による。

- (1) 法第8条にあっては、区画された部分ごとに算定し合計する。
- (2) 令第24条、令第25条にあっては区画された部分ごとに算定する。

床面積で収容人員を算定する場合は、次による。

- (1) 当該床面積ごとに基準㎡で除し、端数は切り捨てる。
- (2) 廊下、階段、便所等は原則として算定の床面積に算入しない。

住宅部分の取扱は、次による。

- (1) 防火対象物の一部に一般住宅（令別表第1(5)項ロを除く。）が存する場合は、居住者全員が従業員でなくとも収容人員に算入する。

従業者数を算定する場合は、次による。

- (1) 正社員・臨時社員等の別は問わず、平常時の最大勤務者数とする。
- (2) 交代制勤務制度の場合は通常の勤務時間帯の数とする。
- (3) 指定された執務用の机等を有する外勤者は、従業者数に算入する。
- (4) 令25条にあっては2以上の階で執務するものについて当該階に指定された執務用のいす等を有し、継続的に執務する場合はそれぞれの階の人員に算入する。

その他事項に関しては、次による。

- (1) 収容人員の算定は、規則第1条の3に定める範囲内で、できるだけ実態に合わせた運用を図ること。
- (2) 判断が困難なものについては、消防予防課長と協議すること。

令別表第1(1)項イ 劇場・映画館・演芸場・観覧場

従業者の数+客席部分(※1)の人数

※1 固定式のいす席の数(長いすの場合は、0.4mで除した数)

立見席は当該床面積を0.2㎡で除した数

その他(マス席、畳席、移動式のいす席等)の部分は、当該床面積を0.5㎡で除した数

注1 令第25条の判断にあつては、出演者等も算定する(楽屋、控室等の床面積を3㎡で除した数)。

令別表第1(1)項ロ 公会堂・集会場

(1)項イに同じ

ただし、結婚式場の客席部分は次による。◆

- (1) 式場にあつては、固定式又は移動式のいすの数(長いすは0.5mで除した数)
- (2) 控室、更衣室にあつては、当該床面積を1㎡で除した数(いすの有無不問)
- (3) 写真スタジオにあつては、撮影可能人数、被撮影立台は0.3mで除した数
- (4) 宴会場にあつては、洋式はいすの数、和式は当該床面積を3㎡で除した数
- (5) ロビーにあつては、いすの数(長いすは0.5mで除した数)

令別表第1(2)項イ キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等

従業者の数+客席部分(※2)の人数

※2 固定式のいす席の数(長いすの場合は、0.5mで除した数)

その他の部分は当該床面積を3㎡で除した数

注1 ホステス等は従業者の数に算定し、ホステス等が客の接待のために座るいすは、客席用のいすとして算定する。

注2 専属バンド及び専属ショー要員は、従業者に含め、それ以外の出演者は含めない。ただし、令第25条の判断にあつては、出演者等も算定する(楽屋、控室等の床面積を3㎡で除した数)。

令別表第1(2)項ロ 遊技場・ダンスホール

従業者の数+客(※3)の数

※3 機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数

観覧、飲食、休憩用の固定式いすの数(長いすの場合は、0.5mで除した数)

注1 同時に遊技することができる人数

- ・ボーリング1レーン 5人
- ・ビリヤード1台 2人
- ・マージャン1卓 4人
- ・ダーツ1台 2人

注2 ダンスホールの客の数は、固定式のいす席の数(長いすの場合は、0.5mで除した数)と、その他の部分の当該床面積を3㎡で除した数

令別表第1(2)項ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗等

従業者の数+客(※4)の数◆

- ※4 異性の交際を目的とした電機通信機器の台数
 異性に接触する役務を提供する個室を利用できる者の数
 待合室等は当該床面積を3㎡で除した数

注1 待合室に固定いすがある場合でも床面積で算定する。

令別表第1(3)項イ 待合・料理店等

従業者の数+客席部分(※5)の人数

- ※5 固定式のいす席の数(長いすの場合は、0.5mで除した数)
 その他の部分(和式の客席等)は当該床面積を3㎡で除した数

注1 結婚式場に用いることがある場合でも上記により算定する。

令別表第1(3)項ロ 飲食店

(3)項イに同じ

令別表第1(4)項 百貨店・マーケット等物品販売業を営む店舗・展示場

従業者の数+従業者以外(※6)の人数

- ※6 売場の床面積を4㎡で除した数
 飲食、休憩用部分の床面積を3㎡で除した数

注1 売場内の通路、陳列棚などを置いている部分も売場の床面積に入れる。

注2 飲食等部分に固定いすがある場合でも床面積で算定する。

令別表第1(5)項イ 旅館・ホテル・宿泊所等

従業者の数+従業者以外(※7)の人数

- ※7 宿泊室(洋式) シングルベッド1人、セミダブル、ダブル2人
 (和式) 床面積を6㎡で除した数(端数は切り上げる。)
 団体客を宿泊させる部分は3㎡で除した数(端数は切り上げる。)
 その他の部分(集会、宴会、飲食、休憩部分)は、いすの数(長いすの場合は、0.5mで除した数)又は床面積を3㎡で除した数

注1 旅館業法施行令第1条第2項第1号に基づく収容人員の算定は適用しない。

注2 端数切り上げは、昭和52年1月6日消防予第3号による。

令別表第1(5)項ロ 寄宿舍・下宿・共同住宅

居住者(※8)の人数

- ※8 共同住宅 1K、1DK、1LDK、2DKは2人(単身者専用1Kは1人)
 2LDK、3DKは3人
 3LDK、4DKは4人
 4LDK、5DKは5人(以降1室増すごとに1人増加)

下宿、寄宿舍は寮管理規程及び入居契約書等により実態を把握する。一般的に6畳以下は1室1人とする。

令別表第1(6)項イ 病院・診療所・助産所

医師、看護師その他の従業員+その他(※9)の人数

- ※9 病室内にある病床の数

待合室は当該床面積を3㎡で除した数

注1 別に待合室を設けず廊下を待合室にしている場合は、建基令第119条に規定する廊下の最小幅員以外の部分を3㎡で除した数

注2 和式の病室は当該床面積を6㎡で除した数

注3 待合室に固定いすがある場合でも床面積で算定する。

注4 産婦人科等の保育器・乳幼児のベッドも病床の数に算定する。

令別表第1(6)項ロ 各種福祉施設

従業者の数+要保護者の数

令別表第1(6)項ハ 幼稚園・盲学校・聾学校・養護学校

(6)項ロに同じ

令別表第1(7)項 各種学校

教職員(※10)の数+児童、生徒、学生の数

- ※10 同窓会、PTA、売店、食堂の従事者は教職員の数に含む。

注1 特別教室は、実験等の授業ができる最大収容能力(満席)による。(令第25条の場合)

注2 体育館及び講堂は、講堂として使用した場合の収容人員による。(令第25条の場合)

注3 独立棟の場合は、棟ごとに算定する。重複する人員については法第8条の収容人員には加えない。

令別表第1(8)項 図書館・博物館・美術館等

従業者の数+その他(※11)の人数

※11 閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の当該床面積を3㎡で除した数

注1 「床面積の合計」は、各階ごとに合計する。

注2 書架、陳列ケース等の部分も床面積に含める。

令別表第1(9)項イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場等

従業者の数+その他(※12)の人数

※12 浴場、脱衣場、マッサージ室、休憩の用に供する部分の床面積ごとに3㎡で除した数

注1 休憩の用に供する部分には、待合室を含む。

令別表第1(9)項ロ (9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場

(9)項イに同じ

令別表第1(10)項 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場

従業者の数

注1 乗降客の数は算定しない。

令別表第1(11)項 神社・寺院・教会等

神職、僧侶、牧師、その他の従業者の数+その他(※13)の人数

※13 礼拝、集会、休憩の用に供する部分の床面積ごとに3㎡で除した数

注1 新興宗教等も(11)項に含む。

令別表第1(12)項イ 工場・作業場

従業者の数

令別表第1(12)項ロ 映画スタジオ・テレビスタジオ

(12)項イに同じ

令別表第1(13)項イ 自動車車庫・駐車場

従業者の数

注1 駐車場等へ出入する車等の運転手及び同乗者は含まない。

令別表第1(13)項ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫

(13)項イに同じ

令別表第1(14)項 倉庫

従業者の数

令別表第1(15)項 前各項に該当しない事業場

従業者の数+その他(※14)の人数

※14 主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積ごとに3㎡で除した数

注1 「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、従業者が使用する部分とは画然と区画(壁又は床に固定された仕切り、スクリーン、カウンター等)された部分である。

注2 官公署、銀行、その他事務所等も(15)項に含む。

注3 従業者以外の者の使用に供する部分に固定いすがある場合でも床面積で算定する。

令別表第1(16)項イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が、(1)～(4)項、(5)項イ、(6)項又は(9)項イが含まれているもの

前各項の用途部分ごとに収容人員を算定し、合算する

令別表第1(16)項ロ (16)項イ以外の複合用途防火対象物

(16)項イに同じ

令別表第1(17)項 重要文化財建造物等

床面積を5㎡で除した数